

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則六 七五）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項職の欄中「部等の副部長（危機管理環境部、政策創造部及び農林水産部の副部長に限る（農林水産部の副部長にあつては、知事が指定する者に限る。））」を「

（区分が二種である者を除く。）」に改め、「農林水産総合技術支援センター所長」及び「

農林水産基盤整備局長」を削り、「東部農林水産局長」を「東部農林水産局長

部等の副部長（区分が一種である者を除く。）」を「部等の副部長」に、「統括監（区分

が一種である者を除く。）」を「感染症・疾病予防統括監」に、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長

を「工業技術センター所長 産業人材育成センター所長」に改め、「障がい者相談支援センター所長」

を「農林水産総合技術支援センター所長」

、「産業人材育成センター所長」及び「農林水産総合技術支援センター副所長」を削り、「

部等の課長」の下に「（区分が二種である者を除く。）」を加え、「上席政策調査幹

「上席政策調査幹 農林水産総合技術支援センターの課長」を「農林水産総合

技術支援センター副所長 東京本部副本部長 農林水産総合

技術支援センターの課長 東部農林水産局副局長 農林水産総合

技術支援センター農業大学校長」を削り、「推進幹 農林水産総

長」、「情報発信幹」、「関西本部副本部長」及び「営業戦略幹」を削り、

合技術支援センター農業大学校長」を「東部農林水産局副局長」に改め、同表教育委員会

副教育長	二種	副教育長	一種
教育次長		教育次長	二種
総合教育センター所長		総合教育センター所長	

「学力向上推進幹」を「グローバル・文化創造幹」に、「防災・健康教育幹」を「健康・食育推進幹」に改め、同表収用委員会事務局の項区分の欄中「二種」を「一種」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。